

【Q&A】岩手県外国人介護人材受入施設等環境事業費補助金

No.	質問	回答
事業全般		
1	対象となる外国人介護人材の在留資格に制限はあるか。	対象となる在留資格に制限はありませんが、介護サービス事業所等が実施する取組で、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金の交付を受けている場合は補助対象外です。
2	申請時、既に退職している者は対象となるか。	外国人介護職員の定着を目的としていることから、申請時点で既に退職している者に対する取組の経費は補助対象外です。
3	外国人介護職員の受入にあたって必要となる管理団体等へ支払う管理費は補助対象となるか。	対象外です。外国人介護職員の受入に当たって義務的に発生する経費は補助対象外です。
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組		
4	マニュアル映像作成費は補助対象となるか。	外国人介護職員を受け入れるに当たって作成した場合は補助対象となります。
5	翻訳アプリを使うための携帯使用料や、Wi-Fi環境を整備する経費は補助対象となるか。	本事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、本事業に係る経費のみを明確に区分して算出できないものは補助対象外です。
6	翻訳機の通信料（2年分）は補助対象となるか。	当該年度に係る費用のみを適切に按分して算出できる場合は補助対象となります。ただし、本事業以外にも使用する場合は補助対象外です。
7	日本語学習の支援に係る経費について、オンラインの場合も補助対象となるか。	オンラインの場合も補助対象となります。
外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組		
8	事業者が支払った介護職員初任者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。	介護福祉士の資格取得を前提としており、取組の効果が介護福祉士資格取得に資するものと判断できる場合、補助対象となります。申請時点で、取組の目的・効果について精査します。 なお、岩手県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金との併給はできませんので御留意願います。
外国人介護職員の生活支援に必要な取組		
9	家族や友人とのテレビ通話等ができるよう、外国人介護職員の宿舍や自宅にWi-Fi環境を整備する経費は補助対象となるか。	本事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、本事業に係る経費のみを明確に区分して算出できないものは補助対象外です。
10	職員との交流を深めるための懇親会に係る経費は補助対象となるか。	懇親会の開催に係る費用の大部分を食糧費が占める場合は補助対象外です。新年会や暑気払い等、いわゆる飲み会は対象とはなりません。地域との交流会等についても同様です。
11	交流を深めるための職員旅行に係る経費は補助対象となるか。	補助対象外です。
12	買い物支援に係るガソリン代は補助対象となるか。	本事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、本事業に係る経費のみを明確に区分して算出できないものは補助対象外です。
13	事業者が外国人介護職員の家賃や寮費を負担している場合、補助対象となるか。	法人負担額が明確な場合のみ補助対象とします。なお、対象者一人につき、1回を限度として申請できるものとします。
14	生活に必要な日用品や家電の購入費は補助対象となるか。	外国人介護職員の生活に必要な物品の購入は補助対象とはなりません。
15	交通手段としての自転車の購入費は補助対象となるか。	法人が自転車を購入し、外国人介護人材に貸与する場合のみ、その購入費用を補助対象とします。